（削る）

２　建築安全調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）又はこれに基づく命令に係る違反建築物の調査に関すること（建築物事故調査・防災対策室及び昇降機等事故対策官の所掌に属するものを除く。）。

二　建築基準法に基づく国土交通大臣の指定、認証又は承認を受けた者が同法に基づき行う業務の技術的検査に関すること。

３～５　（略）

６　建築業務適正化推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建築基準法若しくは建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）又はこれらに基づく命令に基づく国土交通大臣の指定、認証、承認、登録又は免許を受けた者がこれらの法律又は命令に基づき行う業務の適正化に関する調整、指導及び監督に関すること（監督調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　争訟に関すること。

７～９　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二人以内を置く。

２　（略）

２　建築業務監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）若しくは建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）又はこれらに基づく命令に基づく国土交通大臣の指定、認証、承認、登録又は免許を受けた者がこれらの法律又は命令に基づき行う業務の適正化に関する調整、指導及び監督に関すること（監督調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　争訟に関すること。

３　建築業務監理室に、室長を置く。

４　建築安全調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　建築基準法又はこれに基づく命令に係る違反建築物の調査に関すること（建築物事故調査・防災対策室及び昇降機等事故対策官の所掌に属するものを除く。）。

二　建築基準法に基づく国土交通大臣の指定、認証又は承認を受けた者が同法に基づき行う業務の技術的検査に関すること。

５～７　（略）

（新設）

８～10　（略）

（企画専門官）

第百四十条　国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百一人以内を置く。

２　（略）

附　則

この省令は、令和四年七月一日から施行する。

○国土交通省令第五十四号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。